

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年3月27日
【会社名】	株式会社イッコー
【英訳名】	IKKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡本 隆男
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町1丁目3番17号
【電話番号】	06(6263)1500(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高柳 芳信
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町1丁目3番17号
【電話番号】	06(6263)1500(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高柳 芳信
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 153,300,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社イッコー 東京支店 (東京都港区六本木1丁目8番7号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1 本普通株式の発行は、平成21年3月27日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,100,000株	153,300,000	77,700,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,100,000株	153,300,000	77,700,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は、以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社西京銀行																				
割当株数		1,400,000株																				
払込金額		102,200,000円																				
割当予定先の内容	住所	山口県周南市平和通1丁目10番の2																				
	代表者の役職氏名	取締役頭取 渡邊 孝夫																				
	資本金の額	12,690百万円																				
	事業の内容	銀行業(地域密着型金融)																				
	大株主及び持株比率	<p>普通株式</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4.01%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>3.89%</td> </tr> <tr> <td>西京銀行行員持株会</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.88%</td> </tr> <tr> <td>株式会社山口銀行</td> <td>2.03%</td> </tr> </table> <p>第一種優先株式</p> <table border="0"> <tr> <td>NISグループ株式会社</td> <td>21.58%</td> </tr> <tr> <td>東ソー株式会社</td> <td>10.79%</td> </tr> <tr> <td>株式会社トクヤマ</td> <td>10.79%</td> </tr> <tr> <td>日本国土開発株式会社</td> <td>8.99%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>6.87%</td> </tr> </table>		株式会社みずほコーポレート銀行	4.01%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3.89%	西京銀行行員持株会	3.56%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.88%	株式会社山口銀行	2.03%	NISグループ株式会社	21.58%	東ソー株式会社	10.79%	株式会社トクヤマ	10.79%	日本国土開発株式会社	8.99%	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社みずほコーポレート銀行	4.01%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3.89%																					
西京銀行行員持株会	3.56%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.88%																					
株式会社山口銀行	2.03%																					
NISグループ株式会社	21.58%																					
東ソー株式会社	10.79%																					
株式会社トクヤマ	10.79%																					
日本国土開発株式会社	8.99%																					
三井住友海上火災保険株式会社	6.87%																					
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。																			
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。																			
	取引関係等	当社は、株式会社西京銀行が取扱う女性起業家支援ローン「L・POP(エル・ポップ)」の保証業務を受託しており、今後、今般の資本関係の強化により、他の分野での信用保証業務も拡大してまいりる予定であります。																				
	人的関係等	株式会社西京銀行が当社の株主となり、当社の定時株主総会において承認決議されることを前提に、株式会社西京銀行が指名する2名程度が当社の取締役又は監査役に就任する予定であります。																				
当該株券の保有に関する事項		当社は割当予定先に対し、新株式発行の効力発生日から2年間において、当該割当新株式の全部または一部を譲渡する場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨の確約を依頼する予定であります。																				

(注) 資本の額の欄は平成20年12月31日現在、大株主及び持株比率と出資関係の欄は平成20年9月30日現在のものとあります。

割当予定先の氏名又は名称		藤澤 信義
割当株数		700,000株
払込金額		51,100,000円
割当予定先の内容	藤澤信義氏の概要	株式会社イッコーの代表取締役会長であり、現在14,010,000株を保有する株主であります。
	住所	東京都港区
当社との関係	出資関係	当社株式を50.66%所有する、当社の筆頭株主であります。
	取引関係等	当社の阪急電鉄株式会社への未払金に対する債務保証を受けております。
	人的関係等	当社の代表取締役会長であります。
当該株券の保有に関する事項		割当予定先からは当社株式を中長期的に保有する方針であるという意見をいただいております。 当社は割当予定先に対し、新株式発行の効力発生日から2年間において、当該割当新株式の全部または一部を譲渡する場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 割当予定先の藤澤信義氏は当社の代表取締役会長であり、今回の割当による株式の長期保有および今後の当社事業の安定的な継続を目的として、個人資産(借入含む)により投資いただくものであります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
73	37	1,000株	平成21年4月17日(金)	-	平成21年4月20日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

4 申込方法は、申込期間に下記申込取扱場所に申込みをするものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものいたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イッコー 経営企画室	大阪市中央区南本町一丁目3番17号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 北浜支店	大阪市中央区北浜二丁目2番22号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
153,300,000	9,500,000	143,800,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額143百万円は、営業運転資金に全額充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期）の提出日（平成20年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年3月27日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について変更及び追加を行っております。なお、変更及び追加となった箇所につきましては下線で示しております。また、以下の項目については見直しを行った結果、削除しております。

（削除項目）

（8）主要株主である筆頭株主及び親会社の異動について

当社は、藤澤信義氏が筆頭株主となったことにより、全国保証株式会社は当社の親会社ではなくなりました。全国保証株式会社との資本関係が解消されたことにより、今後、当企業集団の資金調達力の低下など、業績に影響を与える可能性があります。

当社は、藤澤信義氏が培ってきた経験や人脈を活かし、新たな資金調達、保証業務の拡充やM & Aなど貸付債権の譲り受けを通じた資産規模の拡大を予定しておりますが、今後、藤澤信義氏との資本関係が継続されなかった場合、資金調達力の低下や当企業集団の予定する信用力及び市場競争力の低下など、業績に影響を与える可能性があります。

当企業集団の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。但し、業績に影響を及ぼしうる要因の全てを網羅するものではありません。

本項におきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書提出日（平成21年3月27日）現在において判断したものであります。

（1）事業の内容について

当企業集団は、株式会社イッコー（当社）及び株式会社マスワーク（連結子会社）、合同会社パルティール（連結子会社）、パルティール債権回収株式会社及び株式会社ステーションファイナンスから構成され、「貸金業法」、「出資法」、「利息制限法」、「割賦販売法」、「宅地建物取引業法」（以下「宅建業法」という。）及び「債権管理回収業に関する特別措置法」（以下「サービサー法」という。）の適用を受け、中小企業、個人事業主及び不動産業者を対象とした事業者向金融業と一般個人を対象とした消費者向金融業及び信販事業、一般ユーザーを対象とした不動産業及び特定金銭債権を譲り受け又は委託を受けて行う管理・回収業務を営んでおります。

(2) 法的規制について

貸金業法の業務規制について

平成19年12月19日に改正・施行された「貸金業法」に基づき、行為規制の強化、業務改善命令の導入、強力な自主規制機関として日本貸金業協会の設立等が実施されております。更に今後、段階的施行として、上限金利引下げ、総量規制の導入等が予定されております。当社は、日本貸金業協会作成の貸金業務運営に関する自主規制基本規則において定められた過剰貸付防止等の規定に基づき、与信の厳格化に努めております。今後、各種規制が更に強化された場合、利鞘の縮小や新規制への対応コストの増加など、当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

貸出上限金利について

当企業集団の貸出金利には、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額（元本が10万円未満の場合年20%、10万円以上100万円未満の場合年18%、100万円以上の場合年15%により計算した金額）を超過する部分があります。

また、当社は、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成18年10月13日 業種別委員会報告第37号）を踏まえ、利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えた利息返還損失引当金を計上しておりますが、今後、債務者等からの利息返還請求が当企業集団の想定以上に大幅に増加した場合、利息返還による損失が膨らみ、当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

割賦販売法の業務規制について

株式会社ステーションファイナンスは、信販事業において「割賦販売法」に基づく各種規制を受けております。同法は平成20年3月に改正され、「割賦販売等に係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与すること」との目的のもと、割賦購入斡旋事業者の業務規制の強化、法的責任の強化等が盛り込まれました。また、株式会社ステーションファイナンスの提携先の中に「特定商取引に関する法律」の適用を受ける先があります。同法は訪問販売等特定の商取引について規制等を行い「割賦販売法」と同様に購入者等の保護を図ることを目的としております。株式会社ステーションファイナンスは直接的に同法の適用を受けませんが、「割賦販売法」と同様に提携先が法に抵触するような方法で商品販売や役務提供を行った場合、これに関連して株式会社ステーションファイナンスと消費者との間で成立した契約等にも深刻な影響が生じる可能性があります。

宅建業法の業務規制について

株式会社マスワークは、「宅建業法」に基づく各種規制を受けております。これらの法令等が改正された場合、当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

サービサー法の業務規制について

パルティール債権回収株式会社は「サービサー法」に基づく各種規制を受けております。これらの法令等が改正された場合、当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

個人情報保護法について

当社は、平成17年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律」における個人情報取扱業者に該当してまいります。個人情報取扱い及び情報管理等に関する「個人情報保護方針」を定め、個人情報漏洩を未然に防ぐための規程並びに社内体制の整備を図っており、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）より、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者として、「プライバシーマーク」の付与認定を平成18年10月3日付で受けております。プライバシーマークは、日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム - 要求条項」に適合しており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を認定している制度であります。しかしながら、何らかの理由により個人情報の漏洩又は同法に違反した場合には、同法による制裁を受けるだけでなく、社会的信用を失墜することとなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

― 内部統制について

「金融商品取引法」における開示制度拡充の一環として、平成20年4月以降開始する事業年度より上場企業等に対し、内部統制の構築・評価とその開示を求める「内部統制報告制度」が導入されております。当企業集団は、法令遵守を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、内部統制システムの構築を進めておりますが、監査法人による内部統制監査の結果、当企業集団内の内部統制に重大な欠陥等が指摘され、限定意見等が付された場合、市場等からの当社に対する評価、企業イメージ等の低下により、当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 貸出債権について

不良債権について

当企業集団は、貸出上限金利の引下げに対応すべく、リスクの高い無担保貸付から有担保貸付へと残高の移行を推進しており、リスク管理を徹底し、債権の良質化を図っております。

今後も貸出債権のリスク管理には十分留意してまいります。経済情勢並びに金融情勢の大幅な変化等により債務者等の状況が悪化した場合、その結果として不良債権が増加し、当企業集団の貸倒費用の増加及び財務内容の悪化につながる可能性があります。

また、同業他社が法改正への対応として、一斉に回収の強化や貸し渋りを行った場合、同業他社からの借入もある当社顧客の自己破産等が増加するなどにより、当企業集団の貸倒費用の増加及び財務内容の悪化につながる可能性があります。

当企業集団の不良債権の状況は以下のとおりであります。

	第28期 (平成16年3月期)	第29期 (平成17年3月期)	第30期 (平成18年3月期)	第31期 (平成19年3月期)	第32期 (平成20年3月期)
破綻先債権（千円）	524,626	492,314	69,970	14,409	423,366
延滞債権（千円）	28,124	18,853	33,755	12,274	72,369
三ヶ月以上延滞債権（千円）	108,485	119,353	157,060	158,131	242,318
貸出条件緩和債権（千円）	1,504,726	1,217,882	1,048,708	1,003,623	937,023
不良債権合計（千円）	2,165,963	1,848,403	1,309,494	1,188,439	1,675,077

（注） なお、不良債権の定義については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（連結貸借対照表関係）」をご参照下さい。

貸倒引当金等について

当企業集団は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。また、信用保証業務の本格的参入に伴い、債務保証損失引当金を計上しております。

なお、経済情勢並びに金融情勢の大幅な変化等により債務者等の状況が悪化した場合、各種引当金計上時点における前提及び見積りと乖離し、その結果として各種引当金が増加し、当企業集団の業績及び財務内容の悪化につながる可能性があります。

当企業集団の営業債権等に係る各種引当金の状況は以下のとおりであります。

	第28期 (平成16年3月期)	第29期 (平成17年3月期)	第30期 (平成18年3月期)	第31期 (平成19年3月期)	第32期 (平成20年3月期)
貸倒引当金(千円)	1,586,291	1,362,388	969,891	884,402	755,846
貸倒引当率(%)	11.3	9.1	6.1	6.5	9.4
貸倒償却額(千円)	766,504	537,630	1,013,080	814,469	629,708
貸倒償却率(%)	5.2	3.5	6.0	5.6	7.3
営業債権期末残高(千円)	14,027,653	14,987,821	15,850,257	13,615,207	8,002,790

	第28期 (平成16年3月期)	第29期 (平成17年3月期)	第30期 (平成18年3月期)	第31期 (平成19年3月期)	第32期 (平成20年3月期)
貸倒引当金(千円)	-	-	-	17,879	64,928
貸倒償却額(千円)	-	-	-	-	39,141
求償債権期末残高(千円)	-	-	-	21,400	183,965
債務保証損失引当金(千円)	-	-	351,728	350,440	214,100
債務保証期末残高(千円)	-	-	1,188,411	2,388,008	3,912,724

(注) 1. 貸倒引当率 = 営業債権に係る貸倒引当金 ÷ 営業債権期末残高

2. 貸倒償却額 = 貸倒引当金目的取崩額 + 貸倒損失

3. 貸倒償却率 = 貸倒償却額 ÷ 営業債権期末残高(貸倒償却額控除前)

4. 各数値に第32期において連結の範囲から除外となった株野村エステート・ファイナンスの営業債権は、当社の親会社であった全国保証株の保証が付されていたため含めておりません。

(4) 資金調達について

当社は、「ノンバンク社債法」に基づき、資産担保証券による資金調達や社債発行等の調達方法を模索するなど資金調達の多様化を図っておりますが、当社の主たる資金調達先は銀行やノンバンク等であり、金融情勢の変化による調達コストの上昇や資金調達そのものが困難となるなどで、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 競争について

当企業集団が属する貸金業界は、金融業界再編に伴う合併や業務提携、決済市場の多様化による異業種からの新規参入や貸出債権の良質化に対応した顧客層への営業力強化などにより、顧客獲得競争が一層激化する可能性があります。このような事業環境において、優位な競争力を得られない場合に、当企業集団の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 情報ネットワークシステム、インターネットサービス等又は技術的システムに生じる混乱、故障、その他の損害について
当企業集団は業務を適切に管理・運営するために内部及び外部の情報及び技術システムに依存しております。当企業集団が使用するハードウェア及びソフトウェアは、人為的過誤、自然災害、停電、コンピューターウイルス及びこれに類する事象、また電話会社及びインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断等によって悪影響を被る可能性があります。

当社においては、事業継続に重大な影響を与える自然災害や火災、事故等の発生時に被害を最小限に留めることができるよう、コンピューターシステムのバックアップ体制を構築しております。しかしながら、想定を超える規模の地震、台風等の自然災害が発生した場合には、営業の中断を余儀なくされる可能性があります。

(7) 地価下落について

当企業集団は、当社及び株式会社マワークにおいて不動産業を行っており、また当社においては不動産担保貸付及び不動産担保貸付に対する保証業務を行っており、今後さらに拡大していくことを予定しております。今後、国内の不動産価格が下落した場合や不動産の流動性が悪化した場合などには、当企業集団の不動産業における業績が悪化する可能性があるとともに、不動産担保貸付及び保証業務における不動産の担保価値が毀損し貸倒引当金の設定額に影響するなど、当企業集団の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 業務提携先について

当企業集団は、金融機関を主に数社と信用保証業務等において業務提携を行っておりますが、当社又は業務提携先の業績が悪化した場合には業務提携の解消など、当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 訴訟

現在、当企業集団の事業に重大な影響を及ぼす訴訟や係争は提起されておられません。今後につきましても訴訟等のリスクを回避するために契約書等の作成に当たりましては、弁護士等の専門家からの助言を得ながら、リスクの最小化を図ってまいります。しかしながら、将来において法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因とした訴訟等が発生した場合、当企業集団の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 風評等

当企業集団は、当企業集団に損害を与えかねない風評等には十分留意しておりますが、風評等やそれによって当企業集団の経営の根幹に関わるような問題が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を実施することでその損害を最小限度に止める体制を取っております。しかしながら将来においては、必ずしも当企業集団の責めによらない、またコントロールすることが困難な様々なトラブルに巻き込まれる可能性もあります。このような事象が発生した場合、または適切に対処することができなかった場合には当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

(11) コンプライアンスリスクについて

当企業集団は、金融商品取引法、貸金業法等の各種法令を遵守する必要があります。また、法令に限らず、社会の良識や常識といった社会規範や倫理観など広く社会のルールを遵守することが求められております。

当企業集団はコンプライアンス体制の整備に努めておりますが、不祥事が発生した場合や社会規範が遵守されなかった場合には、罰則の適用や社会的信頼の失墜などにより当企業集団の営業に影響を与えるほか、市場等からの当社に対する評価、企業イメージ等の低下により、当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 業務拡大のリスクについて

当企業集団は、収益力強化のため従来の事業者向金融から、消費者向金融、債権回収業等様々なビジネス戦略を実施しております。しかしながら、業務拡大において想定したビジネス戦略が有効に機能せず、戦略自体の変更を余儀なくされるなど、以下のようなリスクや課題が存在します。

- ・新たなビジネス戦略が想定通り機能するとは限らず、収益があがらないこと。
- ・新たなビジネスを統轄・管理・遂行する能力を持った人材を確保し、育成していかなければならないこと。
- ・コンプライアンス等内部統制の管理体制を充実させること。
- ・新たな事業に取り組むに当たり、法的またその他のリスクに直面する可能性があること、またその管轄当局から指導・監督を受ける可能性があること。

また、上記以外にも業務拡大について、当企業集団がかつて経験したことがない、また経験の乏しいリスクや課題に直面する可能性もあります。このような事象に適切に対処することができなかった場合には当企業集団の業績に影響を与える可能性があります。

2 特定子会社の異動について

合同会社パルティールが特定子会社になった事

当社は、平成20年7月7日に合同会社パルティールを設立し、平成20年7月15日に当該連結会社に対し1,650百万円の匿名組合出資を行いました。出資の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当いたしますので、当該合同会社パルティールは当社の特定子会社に該当することとなったため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、平成20年7月15日に臨時報告書を提出いたしました。

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

名称	合同会社パルティール
住所	大阪市中央区南本町1丁目3番17号
代表者の氏名	有限責任社員 株式会社イッコー 職務執行者 岡田 博之
資本金の金額	200千円(当社100%子会社)
匿名組合出資額	1,650,000千円(当社全額出資)
事業の内容	貸付債権等の譲受け並びにその管理及び処分に係る業務等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	(異動前)	(異動後)
議決権の数	- 個	- 個
総株主等の議決権に対する割合	0%	100%

(3) 当該異動の年月日 平成20年7月7日

かざか債権回収株式会社(現 パルティール債権回収株式会社)が特定子会社になった事

当社は、平成20年8月29日にかざか債権回収株式会社の全株式を取得し、子会社化しました。かざか債権回収株式会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当いたしますので、かざか債権回収株式会社は当社の特定子会社に該当することとなったため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、平成20年8月29日に臨時報告書を提出いたしました。

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

名称 かざか債権回収株式会社
住所 東京都港区六本木一丁目8番7号
代表者の氏名 代表取締役社長 藤澤 信義
資本金の金額 500百万円(かざかファイナンス株式会社(現 ネオラインキャピタル株式会社)100%出資)
事業の内容 特定金銭債権の買取、債権管理、回収、管理・回収受託

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	(異動前)	(異動後)
議決権の数	- 個	10,000個
総株主等の議決権に対する割合	0%	100%

(3) 当該異動の年月日 平成20年8月29日

3 財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生について

株式会社ステーションファイナンスに対する貸付金の譲受

平成21年3月17日付にて、株式会社ステーションファイナンスより10億円の弁済を受けましたので、回収額の約30%相当の約3億円がその他の金融収益として当社の利益となる見込みとなりました。現在監査法人と協議中であり確定はしていませんが、今後につきましても、本件債権額から債権放棄を実施した額を差し引いた金額と取得価額との差額約109億円を上限として、回収に応じ、利益と認識されることとなるなど、当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、平成21年3月25日に臨時報告書を提出いたしました。

(1) 当該事象の発生年月日

平成21年3月2日

(2) 当該事象の内容

当社は、阪急電鉄株式会社の子会社であった株式会社ステーションファイナンスの全株式を865千円で取得し、当社の子会社とするとともに、平成21年3月2日に、阪急電鉄株式会社の株式会社ステーションファイナンスに対する貸付債権(以下、「本件債権」という。)417億円を238億円にて譲り受けました。本件債権の譲受価額238億円の支払方法については、平成21年3月2日に30億円を支払い、残金161億円については自己資金及び本件債権の弁済等を原資に平成21年8月末日までに、残金46億円については平成23年2月末日までに支払う予定であります。

なお、株式会社ステーションファイナンスは債務超過であり、当社は本件債権の譲受と同時に、株式会社ステーションファイナンスの純資産額1億円とするまで必要な債権放棄を行うことを決議しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社イッコー

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木曾安一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田光博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水和也 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イッコーの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イッコー及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおり、会社は「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成18年10月13日 業種別委員会報告第37号）が公表されたことに伴い、当連結会計年度より利息返還損失引当金計上額の見積方法の変更を行っている。
2. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号）が公表されたことに伴い、匿名組合1社を新たに連結の範囲に含めている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社イッコー

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤本周平 印代表社員
業務執行社員 公認会計士 安岐浩一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イッコーの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イッコー及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成20年5月26日にかざかファイナンス株式会社との間で業務提携基本合意を締結した。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成20年6月27日開催の第32回定時株主総会において、取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社イッコー

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木曾安一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田光博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水和也 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イッコーの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イッコーの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針」に記載されているとおり、会社は「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成18年10月13日 業種別委員会報告第37号）が公表されたことに伴い、当事業年度より利息返還損失引当金計上額の見積方法の変更を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社イッコー

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤本周平 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 安岐浩一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イッコーの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イッコーの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成20年5月26日にかざかファイナンス株式会社との間で業務提携基本合意を締結した。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成20年6月27日開催の第32回定時株主総会において、取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社イッコー
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 藤本 周平 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安岐 浩一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イッコーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イッコー及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成21年2月9日開催の取締役会において、阪急電鉄株式会社より、株式会社ステーションファイナンスの全株式を取得して子会社化することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。